

平成 2 7 年 度 香 寺 地 域 審 議 会  
答 申 に 係 る 市 の 取 り 組 み に つ い て

平成 2 8 年 3 月  
姫 路 市 総 務 局 総 務 部 香 寺 事 務 所

番号	答申項目	説明内容
1	J R香呂駅・溝口駅及びその周辺整備事業について	<p data-bbox="555 302 1393 443">「公共交通を中心とした姫路市総合交通計画 実施計画編」事業プログラムに基づき、香呂駅・溝口駅の交通結節機能強化に向け事業を実施しています。</p> <p data-bbox="555 510 1393 801">平成27年度は、香呂駅周辺整備事業において、駅前広場整備工事及び西側駐輪場工事が完了し、3月末に完成記念イベントを開催いたしました。溝口駅周辺整備事業においても、東側改札口周辺整備工事を行うとともに、用地取得及び物件補償交渉を行い、駅周辺の道路整備工事を実施しました。</p> <p data-bbox="555 869 1393 1115">平成28年度は、香呂駅周辺については、踏切拡幅工事(県事業)を実施し、残された踏切と西側駐輪場の取合部を整備し、年度内完成を目指します。溝口駅周辺についても、引き続き駅前広場整備工事を実施し、年度内完成を目指します。</p> <p data-bbox="555 1182 1393 1787">また、両駅の周辺道路の整備については、香呂駅関連では、駅前広場整備後の周辺道路の交通事情を検証し、更なる道路整備の必要性が議論され、関係地権者の同意を前提とした地元自治会からの要望があれば、整備手法、財源等を含め可能性について検討したいと思います。溝口駅関連では、家屋が連担する路線であり、膨大な事業費と事業期間が必要となるため、現時点では事業化は困難であると考えておりますが、駅前広場整備後の周辺道路の交通事情を検証し、必要に応じて地元自治会とも協議したいと考えております。なお、県道穴栗香寺線・久畑香呂線の早期事業着手及び早期事業推進について引き続き県に要望をしていきます。</p> <p data-bbox="555 1854 1393 2042">整備区域内の放置自転車などへの駐輪対策については、巡視による駐輪場内の自転車等整理を行うとともに、駅周辺の市管理道路上の放置自転車等への啓発・警告を行っていきます。なお、自転車等放置禁止区域の設定は、自治会</p>

		からの要望に基づいて検討していきます。
2	幹線道路の新設・改良事業について	<p>(1) 香呂218号線（川手線）については、今年度中の完了を予定しておりましたが、香呂90号線（中仁野中屋線）との交差点整備に係る部分の用地買収が完了していないため、平成28年度完了に向けて引き続き取り組んでいきます。</p> <p>また、南1工区につきましては、用地買収及び物件移転を進めており、平成30年度完了を目指して引き続き取り組んでいきます。</p> <p>(2) 香呂148号線（香寺西線）拡幅工事については、「田野～犬飼区間」と「相坂区間」に工区を分け事業を進めています。</p> <p>「田野～犬飼区間」については、犬飼側より順次整備を進めており、今後も用地買収に努め、更に整備を進めていく予定です。「相坂区間」については、約半分の用地取得を完了しており、買収済み箇所より工事を施工しています。</p> <p>今後も引き続き用地確保に努め、早期完工に向けて取り組んでいきます。</p> <p>(3) 香呂184号線（田野犬飼2号線）と香呂133号線（田野犬飼線）については、計画区間の用地買収が完了していることもあり、市としても整備を進めて行き、早期の完了、供用開始を目指しており、田野犬飼2号線は平成28年度、田野犬飼線については平成29～30年度の完了を見込んでいます。</p> <p>(4) 香呂99号線（中央線）の県道中寺北条線（県道バイパス）から市道中寺177号線（旧県道）までの区間の拡幅については、県道バイパスから北のS字カーブ区間について早期整備の要望があったことから可能な部分の事業を実施し暫定完了としていますが、今後、溝口駅の整備完了後の周辺道路の交通事情を検証し、必要に応じて地元自治会と協議したいと考えています。</p>

		<p>(5) 中寺28号線（恒屋2号線）、中寺135号線（土師溝口線）等の未改良箇所を取り組みについては、恒屋2号線は、関係地権者の協力が得られず、地元自治会の了解を得て暫定完了といたしました。</p> <p>土師溝口線は、現整備計画では、関係地権者の同意が得られないことから、法線を変更して整備を進めることができないか地元と協議しており、今後も取り組みを進めていきます。</p> <p>(6) 香呂247号線（新錬金線）については、法線の変更は、ほぼ確定していますが、並走する河川の整備要望が平成27年度に河川整備課に提出されており、平成28年度に河川と併せた整備計画の作成を行います。現在は、関係土地の問題点について関係機関と協議しており、協議が整えば地権者との境界立会を実施し、用地買収に向けた取り組みを進め、平成32年度の完成を目指し事業を進めていきます。</p> <p>(7) 県道久畑香呂線（一般県道）の中村、恒屋地区内の未整備区間の早期完成について県に進捗状況を確認したところ、平成27年度には橋梁工事を完了する予定であり、用地測量・用地買収も引き続き進めていく予定と聞いています。</p> <p>なお、平成26年6月改訂の県社会基盤整備プログラムによれば、後期（平成31年度～35年度）に完了予定とされており、早期事業推進について引き続き県に要望していきます。</p> <p>(8) 県道宍粟香寺線（主要地方道）については、平成26年6月改訂の県社会基盤整備プログラム（平成26年度～35年度）において、「周辺環境の変化（開発、工場立地、道路ネットワーク等）周辺の地域づくりの進展状況など社会経済情勢の動向を見極め事業化を検討する箇所」として位置づけられています。次回のプログラム改訂時に着手路線に位置づけられるよう、今後も県に要望していきます。</p>
--	--	---

		<p>(9) 国道312号の仁豊野（マリア病院前交差点）以北の拡幅については、平成26年6月改訂の県社会基盤整備プログラム（平成26年度～35年度）において、砥堀地区における現道拡幅が前期（平成26年度～30年度）の着手路線として掲載されています。当該区間についてもプログラムに登載されるよう、今後も県に要望していきます。</p> <p>(10) 国道312号の広瀬交差点北側の未拡幅箇所の拡幅については、市内における県事業の整備状況を勘案しながら県に要望していきます。</p> <p>(11) 市道香呂218号線（川手線）から市川橋（仮称）を經由し、豊富町への連絡道路の新設については、県に確認したところ、新行財政構造改革推進方策を踏まえ、県では限られた財源の中で選択と集中により社会基盤整備を行っており、当面事業化の予定はないと聞いていますが、市内における県事業の整備状況を勘案しながら、県に要望していきたいと考えています。</p>
3	都市計画道路の整備促進について	<p>市では平成27年5月に都市計画施設（道路・公園）の見直し方針を公表し、この方針に基づき、27年度から3年程度かけて都市計画変更手続きを行っていきます。</p> <p>(1) 香寺中央線（都市計画道路）については、県社会基盤整備プログラムに登載されておらず、当面事業化の予定はないと聞いていますが、次回改訂時には早期事業着手に向けて是非ともプログラムに登載されるよう引き続き要望していきたいと思います。</p> <p>(2) 川手線（都市計画道路）については、現整備区間（北工区）が完了予定であるため、事業の継続性重視の観点から南進区間の事業化について関係機関と協議を進め、中仁野地区の200m区間の事業に取り組んでおり、平成30年度完了に向けて、引き続き用地取得、物件補償に取り組むとともに、用地取得した箇所の工事を施工する予定です。なお、北進区間に当たる溝口地内の事業化については、現在のところ予定はありません。</p>

4	住居と農業と自然が調和した香寺らしい田園居住地域の創出について	市では、都市計画マスタープランの地域づくりの目標の実現のため、ホームページや広報紙、パンフレットの配布等を通じて周知を図り、ワークショップ開催など市民の取り組みを支援し、まちづくりへの理解と関心を高めていきます。また、5年ごとに進行管理を行うとともに概ね10年ごとの見直しを行います。
5	連携と交流の輪がひろがるまちづくりについて	<p>(1) 新市建設計画具体的事業素案において記載されている事業の中で未着手の香寺保健福祉センターは、近隣に香寺公民館もあり、ホールの利用頻度は低く、費用対効果を考慮すると、ホールの大規模な改修は困難であります。ホールの機能維持や利用者の安全確保のため、設備の故障箇所の修繕等のメンテナンスを実施していきます。</p> <p>なお、土、日、祝日及び年末年始の休館日の利用について、使用許可申請時に必要と認めた場合は使用を許可しています。また、使用時間外の延長使用も許可しており、柔軟な対応を行っています。</p> <p>(2) 地域審議会設置期間終了後それに代わる市民の意見をくみ取る協議会等のあり方については、連合自治会等と協議を進め、地域が主体となって運営していただく「香寺地域づくり推進協議会」（仮称）の設立、実施に向けて市としても協力をしていきたいと考えています。</p> <p>(3) 休養センター香寺荘については、今年度末策定予定の「姫路市公共施設等総合管理計画」の取り組み方針に基づき、計画期間内に行政が施設運営する必要性の観点から、運営主体や機能などについて検討を行います。</p> <p>また、管理運営につきましても平成31年度までは指定管理者制度を活用してまいります。</p> <p>なお、平成28年度において、浴室吊天井等の施設の改修工事を予定しています。</p>